

第7次 山梨県地域保健医療計画	計画の期間	峡南医療圏域アクションプラン		
<p>基本理念 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、自主的な健康づくりへの支援、地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。</p>	<p>平成30年度 ～ 令和5年度</p>	<p>○峡南圏域アクションプランとは：山梨県地域保健医療計画を推進する上で、峡南医療圏において特に重点的に取り組む事業の具体的内容を明らかにした行動計画です。</p> <p>○評価：毎年度、定期的に計画の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。</p>		
【県地域保健医療計画の内容】		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <分野> <峡南地域の課題> <今後6年間の主な取り組み> </div>		
第1章 基本的事項		I 保健医療福祉の人材の確保と資質向上		
<p>第2章 保健医療提供体制の状況 ○保健と医療の現況 ○医療圏の設定と基準病床数</p>	<p>1. 従事者確保対策と人材育成支援 ○少子高齢化の進展、疾病構造の変化、在宅医療の需要の増加、医療の高度化・専門化、住民ニーズの増大により保健医療福祉従事者への需要は高まっている。 ○多様化する住民ニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため各関係機関と連携を図り保健医療福祉従事者の確保と人材育成を行う必要がある。</p>			<p>○潜在看護師等の最終相談 ○フェスタ看護事業の実施 ○保健医療福祉従事者等の資質向上への支援</p>
第2章 保健医療提供体制の状況		II 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制		
<p>第3章 人材の確保と資質の向上 ○医師 ○歯科医師 ○薬剤師 ○看護職員 (保健師・助産師・看護師・准看護師) ○管理栄養士・栄養士 ○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 ○歯科衛生士・歯科技工士 ○その他の保健医療従事者</p>	<p>1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ○発がんに寄与する因子への対策として有効である肝炎ウイルス検査、ヘリコバクター・ピロリの除菌等の普及啓発を行う必要がある。 ○がんによる死亡率を減少させるために、各町のがん検診精度を高める必要がある。</p> <p>2. 自殺予防対策の推進 ○峡南地域の自殺死亡率は、県平均を上回っており、働き盛り世代及び高齢者の自殺死亡率が高い。 ○自殺の要因は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など多くの社会的要因が背景にあることから、幅広い分野の関係機関、団体等と連携した予防対策を進める必要がある。</p> <p>3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○精神科専門の病院がなく、退院後の住居、施設等が少ない中で、長期入院の精神患者が住み慣れた地域で生活できるための重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。 ○措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会活動への参加の促進のために必要な医療、その他の援助を適切かつ円滑に受けられるよう、退院後の支援の仕組みを整備する必要がある。</p> <p>4. 救急医療体制の整備 ○医療機関数や医師、看護師等医療従事者数が限られた地域である。 ○不要不急の安易な救急車利用を防ぐため、救急に関する正しい理解と利用について普及啓発を図る必要がある。 ○限られた資源を有効活用するため、医療機関の連携による安定した救急医療体制の整備が必要である。</p> <p>5. 災害時体制の充実・強化 ○峡南地域は医療資源が少なく、災害発生時に医療支援が迅速適切に行われるようにするため、関係機関との訓練を通じた連携体制の構築が必要である。 ○地域の特性上、初動から参集できる職員が少数である場合に備え、対策を検討する必要がある。</p> <p>6. 在宅医療の推進 ○県下でも高齢化率が高く、医療機関や医療従事者が少ない地域である。 ○このような状況に対して、住民が住み慣れた地域で安心して在宅療養を遅れるよう在宅医療の体制整備の構築が重要である。</p>			<p>○感染予防及び検査、除菌等予防対策の普及啓発 ○がん検診の精度管理の向上</p> <p>○関係機関・団体との連携による予防対策の推進 ○働き盛り世代のメンタルヘルス対策 ○高齢者見守り体制の推進</p> <p>○地域移行推進の取り組み ○重層的な連携による支援体制の構築 ○個別ケース検討会議の設置・運営 ○相談指導の実施</p> <p>○救急医療体制の検討 ○地域住民への普及啓発</p> <p>○災害訓練の実施 ○災害時対応カルテの更新 ○所内・管内の災害体制の見直し</p> <p>○在宅医療に関する課題や対策の検討 ○訪問看護の対応力向上と多職種関係者の連携強化 ○退院支援に求められる機能の強化に関する支援 ○在宅医療連携ツールの活用</p>
第3章 人材の確保と資質の向上		III 保健・医療・福祉の総合的な取り組み		
<p>第4章 地域医療提供体制の整備 ○住民・患者の立場に立った医療提供体制 ○医療機能の分化・連携と地域医療構想 ○保健医療の情報化 ○医療安全・医療相談</p>	<p>1. 地域・職域保健の連携体制づくりと健康づくりの推進 ○地域・職域間の連携を強化し、働き盛りからの生活習慣病予防対策を推進していく必要がある。 ○新規人工透析導入患者のうち、原疾患が糖尿病である者の割合は全国より高い割合で推移している。 ○峡南地域の国保加入者においても県と同様に推移している。</p> <p>2. 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進 ○高齢化率が高い峡南の地域性を踏まえ、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、峡南地域における「地域包括ケアシステム」の構築とその深化・推進を図る必要がある。</p> <p>3. 認知症対策 ○高齢化率や認知症高齢者の割合が高い峡南の地域性を踏まえ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護の連携体制を充実させる必要がある。また、重症化を防ぐため、認知症初期集中支援チームの機能向上等、早期発見・早期対応の体制を整備する必要がある。</p> <p>4. 発達障害児(者)等支援体制の強化 ○発達障害児(者)が地域で安心して暮らせるために、管内5町が各関係機関との連携のもと、ライフステージに応じ、切れ目のない支援が図れるよう体制整備の促進を図る必要がある。</p>			<p>○関係機関とのネットワークの構築 ○関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <p>○生活習慣病予防対策の強化 ○糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ○峡南地域における支援体制の構築</p> <p>○各町の支援体制整備への支援 ○峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 ○既存の圏域会議等との連携強化</p>
第4章 地域医療提供体制の整備		IV 安全で衛生的な生活環境の整備		
<p>第5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制 ○がん ○脳卒中 ○心筋梗塞等の心血管疾患 ○糖尿病 ○精神疾患 ○救急医療 ○災害医療 ○へき地医療 ○周産期医療 ○小児救急を含む小児医療 ○在宅医療 ○その他の疾病等</p>	<p>1. 食品による事故防止及び食品の安全確保の充実 ○食品を原因とする消費者の健康被害防止を目的に、施設衛生管理及び従事者に対する衛生指導の徹底を図る。</p> <p>2. 医薬品等の安全管理 ○医薬品による健康被害防止のため、医薬品の安全性や有効性、品質確保を行う必要がある。また、薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</p> <p>3. 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止 ○生活衛生関係営業施設等は、住民生活に密着したサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生防止が必要である。また、水道事業については、安全な水質を確保し、住民に安定供給する必要がある。</p>			<p>○関係機関とのネットワークの構築 ○関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <p>○生活習慣病予防対策の強化 ○糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ○峡南地域における支援体制の構築</p> <p>○各町の支援体制整備への支援 ○峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 ○既存の圏域会議等との連携強化</p> <p>○集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施 ○食品営業者(弁当製造施設等)への講習会の実施 ○消費者への食中毒防止普及啓発 ○流通食品等の安全性確保</p> <p>○医薬品等の安全性確保 ○薬物乱用防止対策</p> <p>○入浴施設における衛生対策の徹底 ○健康被害の状況等の実態把握 ○水道水の安全確保</p>
第5章 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制		IV 安全で衛生的な生活環境の整備		
<p>第6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み ○健康づくり ○高齢者保健福祉 ○障害者保健福祉 ○母子保健福祉 ○学校保健 ○産業保健 ○保健、医療、福祉の総合的な連携を推進する施設</p>	<p>1. 食品による事故防止及び食品の安全確保の充実 ○食品を原因とする消費者の健康被害防止を目的に、施設衛生管理及び従事者に対する衛生指導の徹底を図る。</p> <p>2. 医薬品等の安全管理 ○医薬品による健康被害防止のため、医薬品の安全性や有効性、品質確保を行う必要がある。また、薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</p> <p>3. 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止 ○生活衛生関係営業施設等は、住民生活に密着したサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生防止が必要である。また、水道事業については、安全な水質を確保し、住民に安定供給する必要がある。</p>			<p>○関係機関とのネットワークの構築 ○関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <p>○生活習慣病予防対策の強化 ○糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ○峡南地域における支援体制の構築</p> <p>○各町の支援体制整備への支援 ○峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 ○既存の圏域会議等との連携強化</p> <p>○集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施 ○食品営業者(弁当製造施設等)への講習会の実施 ○消費者への食中毒防止普及啓発 ○流通食品等の安全性確保</p> <p>○医薬品等の安全性確保 ○薬物乱用防止対策</p> <p>○入浴施設における衛生対策の徹底 ○健康被害の状況等の実態把握 ○水道水の安全確保</p>
第6章 保健・医療・福祉の総合的な取り組み		IV 安全で衛生的な生活環境の整備		
<p>第7章 安全で衛生的な生活環境の整備 ○健康危機管理体制 ○医薬品等の安全管理 ○薬物乱用防止対策 ○食品の安全確保対策 ○生活衛生対策</p>	<p>1. 食品による事故防止及び食品の安全確保の充実 ○食品を原因とする消費者の健康被害防止を目的に、施設衛生管理及び従事者に対する衛生指導の徹底を図る。</p> <p>2. 医薬品等の安全管理 ○医薬品による健康被害防止のため、医薬品の安全性や有効性、品質確保を行う必要がある。また、薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</p> <p>3. 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止 ○生活衛生関係営業施設等は、住民生活に密着したサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生防止が必要である。また、水道事業については、安全な水質を確保し、住民に安定供給する必要がある。</p>			<p>○関係機関とのネットワークの構築 ○関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <p>○生活習慣病予防対策の強化 ○糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ○峡南地域における支援体制の構築</p> <p>○各町の支援体制整備への支援 ○峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 ○既存の圏域会議等との連携強化</p> <p>○集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施 ○食品営業者(弁当製造施設等)への講習会の実施 ○消費者への食中毒防止普及啓発 ○流通食品等の安全性確保</p> <p>○医薬品等の安全性確保 ○薬物乱用防止対策</p> <p>○入浴施設における衛生対策の徹底 ○健康被害の状況等の実態把握 ○水道水の安全確保</p>
第7章 安全で衛生的な生活環境の整備		IV 安全で衛生的な生活環境の整備		
<p>第8章 計画の推進方策と進行管理</p>	<p>1. 食品による事故防止及び食品の安全確保の充実 ○食品を原因とする消費者の健康被害防止を目的に、施設衛生管理及び従事者に対する衛生指導の徹底を図る。</p> <p>2. 医薬品等の安全管理 ○医薬品による健康被害防止のため、医薬品の安全性や有効性、品質確保を行う必要がある。また、薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある。</p> <p>3. 生活衛生関係営業施設の監視指導の徹底による健康被害の未然防止 ○生活衛生関係営業施設等は、住民生活に密着したサービスを提供し、生活の質の向上に重要な役割を担っているため、これらの衛生水準の維持向上及び健康被害の発生防止が必要である。また、水道事業については、安全な水質を確保し、住民に安定供給する必要がある。</p>			<p>○関係機関とのネットワークの構築 ○関係者を対象とした研修会、訓練の開催</p> <p>○生活習慣病予防対策の強化 ○糖尿病・腎臓病の発症・重症化予防の取り組み推進</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向けた各町への支援</p> <p>○認知症の早期発見・早期対応のための体制整備の推進 ○峡南地域における支援体制の構築</p> <p>○各町の支援体制整備への支援 ○峡南地域発達障害児(者)等支援検討会議の実施 ○既存の圏域会議等との連携強化</p> <p>○集団給食施設への監視指導及び研修会等の実施 ○食品営業者(弁当製造施設等)への講習会の実施 ○消費者への食中毒防止普及啓発 ○流通食品等の安全性確保</p> <p>○医薬品等の安全性確保 ○薬物乱用防止対策</p> <p>○入浴施設における衛生対策の徹底 ○健康被害の状況等の実態把握 ○水道水の安全確保</p>

峡南医療圏域として県計画を推進